

## 指定給水装置工事事業者の皆さまへ

# 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下記参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1 ~ H11.3.31	改正法施行日の前日から 1年 : 令和2年9月29日まで
H11.4.1 ~ H15.3.31	" 2年 : 令和3年9月29日まで
H15.4.1 ~ H19.3.31	" 3年 : 令和4年9月29日まで
H19.4.1 ~ H25.3.31	" 4年 : 令和5年9月29日まで
H25.4.1 ~ R1.9.30	" 5年 : 令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知を郵送いたします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ◎指定更新申請時に予定している4項目の確認事項

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置の事業を運営していることの確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間・漏水修繕・対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※確認事項については現在検討中です。更新をお知らせする際、詳細について通知します。

### ●更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・申請書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)
- ・主任技術者の免状又は技術者証の写し
- ・機械器具調書
- ・定款(法人)及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証書等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

■お問い合わせ先■

つくばみらい市都市建設部上下水道課

TEL0297-58-2111(代)